

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②評価調査者研修修了番号

全国 S16054/B16040 ・ 愛福評 14002 ・ 愛福評 07016

③施設の情報

名称：愛媛県立愛媛母子生活支援センター	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：矢葺 行雄	定員（利用人数）：20世帯（7世帯16名）
所在地：愛媛県松山市	
TEL：089-925-2678	ホームページ： http://www.ehime-swc.or.jp/facility/boshi/
【施設の概要】	
開設年月日：平成10年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：愛媛県社会福祉事業団	
職員数	常勤職員：7名 非常勤職員 4名
専門職員	（専門職の名称） 名 調理員 1名
	母子支援員 2名 心理療法担当職員 1名
	少年指導員 1名 個別対応職員 1名
施設・設備の概要	（居室数）
	21室 （設備等） 医務室、宿直室、集会室、心理療法室、砂場

④理念・基本方針

【基本理念】

母親と子どもの人権を尊重し、その生活を保護することにより子どもの健全育成を進めることを基本理念とし、子どもが明るく生き生きと育つことをお母さんとともに願い、安全で安心して生活できる場になることを全職員が心がけて支援を行います。

【基本方針】

○支援にあたっては、母親と子どもの主体性を尊重しながら、生活課題への取り組みを支えて、母と子が自立していけるよう支援します。

○また、母と子へのよりよい支援と公正で公平な施設運営を進めるとともに、職員一

一人が常に自主的に学び、専門性の向上に努めます。
○また、関係機関や団体と連携・協働して生活支援を行うとともに、退所後も関わりを持ち、地域での生活を支えることを目指します。

⑤施設の特徴的な取組

当該施設は、愛媛県立施設であり、県内の基幹的役割を果たしている。愛媛県社会福祉事業団が指定管理の指名を受けて運営している。

1. DV被害等により避難する母子家庭の保護に対する、緊急一時保護に取り組んでいる。そのような対象者の状況に鑑み、愛媛県内外からの広域入所の受け入れに対応している。また、警備会社による24時間体制のセキュリティシステムを導入している。
2. 県内の同種別5施設（市立）のまとめ役を果たしている。役割遂行においては、常に高い見識と技術を備えておくことを意識し、全国および近郊で実施される研修に適宜、全職員が臨める体制を組んでいる。
3. 適切かつ充実した支援を実現するために、常勤の心理療法担当職員および個別対応職員を配置している。全職員が一丸となって、利用者個々に丁寧な対応がなされており、生活の安定に寄与している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年9月13日（契約日）～ 平成29年2月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成25年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 職員間で共通認識が図られている。

朝礼やケース会議の遂行はもちろん、日頃から事務所内で支援のあり方等について意見を交換しあっているため、共通認識のもとで支援が実施されている。また、情報に齟齬が生じないように記録が引き継がれ、24時間体制で利用者を見守ることができている。

2. 職員間の連携体制が図られている。

職員一人ひとりが、職種毎の役割を意識し、利用者はもちろん、職員同士の影響も考慮して支援に取り組んでおり、職場内で効果的なチームアプローチが実現している。

3. 質の高いソーシャルワーク実践を行っている。

きめ細やかな観察力を発揮し、利用者の変化やニーズの把握をする等、日々の実践をはじめ、社会情勢の変化に即した対応のあり方を模索している。必要に応じ、アウトリーチの姿勢で、関係機関への働きかけを行っている。また、職員一人ひとりが実践上の課題を認識し、その上で日々の実践に臨んでいる。

4. 第三者評価を効果的に活用している。

前回の受審を受けて、利用者対応のあり方の検討を重ねながら実践している。今回の受審の際も、さっそく参考資料を確認するなど、業務に反映させる意識を常に持って臨んでいる。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画の作成について

指定管理を受けての運営であるため、施設独自の中・長期計画は作成されていないが、指定管理期間5年となればその作成は望まれる。特に、収支計画の作成は困難であるが、これまでの実績等から試算し反映させる必要がある。

2. マニュアルや記録様式の追加作成について

マニュアルは概ね整っているが、さらに日々実践していることを文書化しておくことは、共通認識の確認、および今後の指標になる。また、新規採用者がスムーズに実践するための手引きとなる。記録の様式については、アセスメント・シートおよび母親と子どもそれぞれの自立支援計画の様式を作成することが望まれる。

3. 持ちうる機能の県内市町への還元について

数年前には実施されていた県内施設との研修会を再開するなど、基幹的な施設としての役割を発揮することが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価項目のチェックをすることにより、改善すべき項目が明確になった。共通認識を図ったうえでの支援に取り組んでいるが、今後は文章化・マニュアル化を進め、利用者の安心・安全のためにサービスの一層向上に努めていきたい。

また、指定管理という制限はあるが、愛媛県と連携し、管理期間を見据えた計画策定の実現に努めていきたい

--

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>施設独自の基本理念・基本方針が定められ、文書化したものを全職員が持ち周知が図られている。また、入所のしおりにもその記載があり、入所時のオリエンテーションで説明している。日々の関わりの中で周知状況を確認することができるが、意識的に確認作業を入れていけばより積極的な取り組みとなる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ b・c
<p><コメント></p> <p>全国規模の研修をはじめ各種研修に積極的に出かける等、近年の母子生活支援施設を取り巻く状況を把握し、施設の経営に係る経費の検討等に役立てている。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>経営状況や改善すべき課題について、役員および職員に周知され、職員は課題を意識して業務に臨んでいる。しかし、指定管理施設として単独で経営するものではないため、今後は実施主体の愛媛県と協議し、具体的な取組を進めることが期待される。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b (c)
<p><コメント></p> <p>指定管理収入が毎年変わることから見通しが立てづらく、中・長期計画は策定されていない。しかし、指定管理期間の5年を踏まえたうえで、計画を策定することが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、運営方針や事業内容、利用者サービスの向上への取り組み等が具体的に明示されているが、今後は中・長期計画にもとづき策定されることが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、職員の意見あつてのものという認識で作成されている。年度当初に職員会議で事業計画が周知され、実施中は必要に応じ適宜見直し、的確な実施を心がけている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>事業計画を定例会などで説明している。しかし、子どもに対して分かりやすい資料作りなどはできていないため、今後は子ども向けにも分かりやすい説明用の資料作成が望まれる。</p>		

--

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>支援の内容について、研修で得た情報を全職員に伝達したり、会議で定期的に確認を行う体制がつけられている。しかし、PDCAサイクルにもとづく取組にはなっていないため、今後その体制づくりに着手することが期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>職員間で課題が共有化されていることは、個々人がその課題にもとづき自身の役割を考え、改善に向けた取組を行っていることから明確である。しかし、改善策の実施状況を評価し見直すまでに至っていないため、今後それに着手することが期待される。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	(a) b · c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任について示した書面があり、会議や研修で表明するなど、職場内での周知が図られている。持ちうる知識や情報をより積極的に職員へ発信されると、より積極的な取り組みになる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a (b) c

<p><コメント></p> <p>専門的な取組が求められるDVや児童虐待に関する法令等については、研修に取り入れるなどしている。しかし、今後は、防災や環境への配慮に関する事項により踏み込んで取り入れることが期待される。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、書面の確認や会議への参加等により、定期的、継続的に支援の質向上に対する評価・分析を行っている。また、職員研修の充実が図られ、支援の質の向上に寄与している。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長をはじめ職員全体で、効果的な事業運営について意識して取り組んでいる。しかし、指定管理運営の性質上、施設単独で判断は下せないため、愛媛県に対してより積極的に働きかけることが期待される。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人員体制において今後採用を希望する職種は明確に挙げられているが、施設独自に採用できるものではない。しかし、今後は、採用希望職種について根拠資料を添えるなど文書化のうえ提示するなど、より積極的な働きかけが期待される。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的には法人本部が人事管理を行っている。平成26年から愛媛県の評価基準に基づいて評価・分析をするようになり、総合的に評価される機会となっている。また、施設長が職員の様子をきめ細かく知る環境にあり、より実情に合った評価・分析が可能である。今後は、臨時職員に対する評価も、同様の対応が実施されればより効果的であると考えられる。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>職員同士の関係性が良好であり、困難な事態が生じた際はもちろん、少しでも悩めば皆で話し合う体制があり、抱え込みはないと職員自身が感じている。また、希望すれば研修等に参加でき、プライベートの時間も確保され、ワーク・ライフ・バランスも均衡が取れていると感じている。ただし、人材や人員体制は法人本部が実施することから、計画を立てるまでには至っていない。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>研修等への参加を積極的に促進している通り、法人本部の期待する職員像に連動し、研修等への参加を積極的に行っている。ただし、一人ひとりの目標設定をするに至っていないため、今後は個々人が適切な目標設定をする仕組みを作るよう期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>法人本部が期待する職員像を示しており、研修等にも積極的に参加している。しかし、個別の専門技術や資格に基づいた計画とはなっていないため、今後より専門性を意識した研修計画を作成することが期待される。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>個々で参加した研修について、研修資料を添付し報告書にまとめ、全職員が共有するよう供覧している。そのため、様々な情報が提供され、職種を問わず全職員が確認している。ただし、個別の職員の知識、技術水準を把握するところまでは至っていない。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>学生の見学等の受け入れはあり、学校側との連携により適宜対応はしているが、実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成に関するマニュアルはない。今後、受け入れ要領等を整備する予定である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページが開設され施設紹介がされている。また、市役所等公共の関係機関に施設パンフレットなどを配布し周知を図っている。施設利用者のプライバシーに配慮しつつ、地域の子どもや住民が訪れる機会も設けている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実施主体である愛媛県から公認会計士が外部監査に入っている。施設においても、必要に応じ法人本部の専門家に相談できる体制がある。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し行事に参加したり、盆踊り大会は共同で開催するなど、地域への働きかけを積極的に行っている。しかし、入所者の中には集団への関わりが苦手な方が多く、そういった方が地域に馴染めるような働きかけに工夫の余地がある。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在は、入所児童が少なくボランティア受入れをしていないため、体制作りが十分ではない。ボランティアの受入れの意思はあるが、基本姿勢の明文化や、研修、支援等の体制ができていないため、今後センターとしては文書化を検討していく予定である。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等と の連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設として必要な社会資源がリストアップされ、連絡先が示されている。それは、すぐに確認できるように職員個々が持っている。定期的に関係機関と連携を取りながら、ケース検討会議には参加し、個別支援に生かしている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>町内会に加入し施設長が会議等に参加しており、必要に応じて施設が持つ専門的な知識・技術を提供できる体制がある。また、地域と共同で開催する盆踊り大会では、施設を利用しているなど地域住民との交流を意識した取り組みが行われている。今後は、母子福祉関連の講演を行うなど、専門的な知識・技術を広く積極的に提供することが期待される。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行 われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人全体として関連事業の福祉ニーズに基づき事業計画が立てられているが、施設独自の取組方法等は検討すべき課題となっている。しかし、関係機関に積極的に働きかけるアウトリーチ機能を発揮するなど、日頃から職員同士が現状で必要なことを話し合い実践している。今後は、それらを公益的な事業として展開することを期待する。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。	
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の a・b・c

	理 解をもつための取組を行っている。	
<p><コメント></p> <p>母子の権利擁護や接し方、支援の基本について明文化された資料を全職員が持ち、いつでも確認できる状況である。また、文書化するにとどめず、それに関する研修が組み込まれている。実践としても、定期的に状況を把握・評価し必要な対応を図っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に 配 慮した支援提供が行われている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>母子のプライバシー保護等の権利擁護に関する資料を全職員が持ち、積極的に研修等に参加、職員同士の意思統一が図られている。ただし、不適切な事案が発生した場合の対応方法について、「ヒヤリ・ハット事例」記入様式はあるものの、現在は活用されていない。日誌等に日頃から細かな気付きを記入している。いざ、不適切な事案が発生した時にスムーズに対応ができるよう、事例の蓄積が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を 積 極的に提供している。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットがあり、施設の支援内容等について紹介されている。また、入所のしおりがあり、より細かな情報を記載している。さらに、最新の情報を口頭や掲示、リーフレット配布により伝達している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりや す く説明している。	(a) b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に、施設の理念や基本方針、支援内容等を記載した入所のしおりを渡し説明をしている。また、自立支援計画の作成時等、定期的に母親の意向を丁寧に聞いている。子どもには子ども向けの資料を渡すとともに、生活場面やカウンセリング時に子どもの意向も十分に聞いている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継 続 性に配慮した対応を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p>		

<p>支援内容については、定期的な自立計画作成時に、意向を確認するため変更等があれば伝えている。施設退所後の支援の継続に際しては、必要に応じて情報を提供することができる。しかし、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書はないため、今後、作成することが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 母子に対し満足度調査を行っており、その結果を全職員で検討、改善点等を母子に報告している。また、母親の定例会や子ども会で母子が意見を言う機会があり、個別に相談する機会もある等、意向を汲み取る体制がある。更に積極的な取り組みとして、より心情に寄り添う体制づくりを目指すことが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント> 苦情解決の体制が整備され、仕組みを分かりやすく示した資料が母子向けに作成されている。法人本部の苦情解決要綱に則り対応され、受付から報告に至る記入様式も整っている。最近は申し出がないが、あれば苦情内容及び解決結果等を掲示するようになっている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・b・c
<p><コメント> 入所のしおりに、全職員の職種と氏名を紹介し、相談機関等の連絡先を示している。日頃から、職員は利用者個々の性格等も配慮し、話しやすい相手に対応するよう工夫している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント> 把握した意見等は全職員が検討をしている。母親に対しては、月1回カウンセリングが行われ、必要に応じて専門職につなぐなどの対応をしている。今後は、マニュアルを作成することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジ	a・b・c

	メ ント体制が構築されている。	
<p><コメント></p> <p>緊急事態発生時対応マニュアルが作成されており、職員の連絡網が記載されるなど、体制が整備されている。また、安全確保・事故防止に関する研修も行っており、その実効性について年一回自己評価に合わせて評価・見直しが行われている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>インフルエンザの集団感染を予防するためにワクチン接種費用の一部補助があったり、健康診断や害虫駆除、飲料水管理、清掃にいたるまで衛生管理について整備している。しかし、医療機関の受診は個別的な対応にゆだねている。今後は、施設内で感染症が発生した時の対応を想定してマニュアルを法人本部資料を参考に作成する予定である。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>年度ごとに「緊急事態発生時対応マニュアル」が作成され、役割分担や連絡網が示されている。食料や備品類の備蓄および世帯ごとに避難袋が置かれ、定期的に水と食料の入れ替えも行っている。母子及び職員全員で避難訓練を実施し、施設内で安否確認方法を共有している。母子のいずれかが外出している際の安否確認方法は、今後検討していく。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a (b) c
<p><コメント></p> <p>利用者との接し方や児童虐待を発見した時の対応方法について文書化されている。それらは、母子の権利擁護に配慮したものとなっている。職員は、日頃からそのことを意識して対応しており、気になる点はすぐに職員同士で話し合い適切な対応に努めている。今後は、標準的な実施方法をマニュアル化しておくことが望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a (b) c
<p><コメント></p>		

<p>個別ケースについては会議および日頃の話し合いで、十分に検討が重ねられている。しかし、それらを標準的な実施方法の見直しに反映する仕組みになっていない。今後は、日々の実践を標準的な実施方法に対応させ、マニュアルの見直しに反映することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>職員は、日々の観察と関係機関による資料等から、きめ細かなアセスメントをしている。ただし、特定のアセスメント様式がないため、アセスメント内容に過不足が生じる可能性がある。したがって、自立支援計画と連動させたアセスメント様式を作成することが望まれる。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っており、変更点が生じる際は全職員が把握できるようにしている。ただし、組織的な仕組みを文書化していないため、その作成が期待される。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>母子の状況を統一した様式で記録し、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。しかし、記録要領を作成する等、記録内容の均一化を図る必要がある。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a (b) c
<p><コメント></p> <p>法人本部の個人情報保護規程に則り対処する仕組みがあり、施設長は機会あるごとに注意喚起している。ただし、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策を具体的に検討しておくことが期待される。</p>		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもの個性を受容し、母子の最善の利益を念頭に日々の支援を行っている。母親と子どもの希望や意見の把握に努め、可能な限り応じることができるよう取り組んでいる。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㉠・c
<p><コメント></p> <p>権利侵害の防止について、職員間で共有するよう取り組んでおり、文書で通知したり研修等で適切な支援や対応方法について学んだりしている。</p>		

A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から、母親や子どもの訴えやサインを見逃さないよう努めており、気になる言動があるときは、すぐ職員間で話し合いを持ち共通理解のもと対応している。不適切なかかわりをした時には、良いモデルを見せるなど具体的に知らせている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるよ うな不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、母親・子ども・職員がCAPの講習会に参加し、子どもを守る意識の強化を図っている。また、子どもからの訴えやサインを見逃すことが無いように、職員間で情報交換を行っている。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所のしおりにも記載されており、ほかの利用者に影響しない範囲で個人の思想・宗教の自由の保護に努めている。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>入所状況の変動に伴い、学童の減少や母親の就労条件等で自治会活動の取り組みが消極的になっている。自立支援計画の策定時には、母親と子どもの要望・希望を取り入れ、個々の課題にあわせ、日々の生活の中で自主性・主体性を養う支援を行っている。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回自由参加のもと、ワークショップを開き、心理療法担当職員と雑談や卓球をする等、母親にリフレッシュをしてもらう時間を設け、母親のエンパワーメントに繋げている。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参 画 しやすいように工夫し、計画・実施している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>母親や子どものニーズに合わせて行事が計画されている。子供会の行事では、アウトドア体験や楽しいイベントへの参加など、その時にしかできない経験を取り入れている。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ ⑨ ・c
<p><コメント></p> <p>退所に向けて母親の思いを十分聞き取りながら、関係機関や入所前の相談員につなぎ直しをする連携を図るなどの取り組みが行われている。また、退所後も、電話や来所などによる相談を受けたり、必要な場合は退所後の訪問も行っている。しかし、今後は退所後の支援計画を作成することが望まれる。</p>		

A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>母親と学童については、担当職員が中心となり個別支援計画が作成され、進捗状況や再評価を定期的に行い、職員間でも共有されている。乳幼児については、母親の支援計画の中に含まれており、単体としての計画にはなっていない。子どもの現在の状況を把握し、子どもの抱える課題を明確にするうえでも、乳幼児においても個別支援計画の作成が望まれる。</p>		
<p>A-2-(2) 入所初期の支援</p>		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	⑪ ・b・c
<p><コメント></p> <p>安心して施設生活スタートできるよう家財道具の貸し出しを行ったり、パンフレットや生活のしおり等で丁寧な説明が行われるなど、配慮がなされている。入所当初は、いろいろな手続きの同行支援を行ったり、相談に乗ったりして、安心して生活がおくれるよう心理的ケアも含め支援をしている。</p>		
<p>A-2-(3) 母親への日常生活支援</p>		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>母親の状態等を十分に理解したうえで、必要性やニーズに応じて支援を行っている。家計の管理や貯蓄への相談は、退所後の自立生活に直結する課題のため、計画的な使い方について</p>		

<p>て助言を行っている。母親の要望をよく聞き取り、必要な支援を行っているが、夜間や休日においては一人勤務体制のため限界が認識されている。</p>		
A ⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 日常生活の中で、母親の育児に関する悩みや不安等を話せる環境づくりに努めている。また、母親の状況に応じ、子どもの保育園等の送迎支援を行っている。不適切なかかわりを見つけた時には介入し、話し合いを持ったり必要に応じて専門機関と連携をとったりすることもある。</p>		
A ⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 行事等を通じて母親同士の交流の場を設けたり、心理療法担当職員によるカウンセリングを受ける機会を作り、対人関係でストレスの軽減が図られるよう取り組んでいる。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A ⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 母親の体調の悪い時は一時保育を行っているが、保育所に入所できていない子どもの保育や休日における全面的な保育は行っていない。また、児童の減少により児童クラブは中止しているが、依頼を受けての預かり支援は行っている。今後は、土日勤務が求められる職場も多いことが考えられることから、母親の就労状況に配慮した保育体制を再度検討することが期待される。</p>		
A ⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 児童の減少により、学習支援は中止しているが、職員による個別の対応は行っている。また、個別に奨学金等の情報提供や悩み等の相談に乗っている。</p>		
A ⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> CAPの専門講師に依頼し、幼児・児童・母親・職員のグループに分かれて勉強会を行っている。勉強会のグループ編成の際も、子どもの精神的な状態等に配慮して編成している。また、職員は日頃から人間関係を十分に観察し、必要に応じて仲介役を果たすなど適切に対応している。</p>		

A ⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>性教育の担当職員を決め、研修会に参加した後、性教育のあり方を職員間で勉強するなどの取り組みが行われている。また、子どもの気になる言動には、職員間で情報を共有し、機会をとらえて個別にかかわるよう努めている。今後は、入所児童の年齢や性別を考慮した取り組みについて、予め整備しておくことが期待される。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A ⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>夜間でも受け入れできる体制の整備がなされており、緊急利用のための生活用品も備わっており、すぐに生活することが可能である。緊急時対応マニュアルは作成されているが、責任者の明記等、文書整備が望まれる。</p>		
A ⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>入所後の支援体制は整えているが、入所前は当事者自身が地裁へ申し立てすることを勧めるにとどまっている。より積極的な取組として、入所希望の際から、施設や地域等の情報を事前提供することが望まれる。</p>		
A ㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	㉑ ・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員が常勤し、カウンセリングを行うなど心理的ケアに努めている。また、自助グループや外部の支援団体等の紹介ができるようパンフレットコーナーを設け、必要な情報提供がなされている。</p>		
A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A ㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	㉑ ・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員を中心に、被虐待児や愛着障害の研修を行い、支援に活かしている。暴力によらないコミュニケーションのモデルを職員が示すなど、健全なかかわりを通して自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		

A ⑳	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>要保護児童対策地域協議会の一員として、母子が安定して生活ができるよう、関係機関と連携して適切に対応している。</p>		
A ㉑	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	㉒・b・c
<p><コメント></p> <p>母親や子どもの悩みや不安など、母子支援員・少年指導員・心理療法担当職員がそれぞれの役割を担いながらチーム体制で取り組んでいる。感情の行き違いがあるときなど、介入し別々の部屋で話を聞き、家族関係の調整を行っている。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A ㉒	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>配慮が必要な母親と子どもに対しては、学校・保育所・病院など地域のネットワークと連携しながら情報を共有し、必要な支援を適切に行っている。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A ㉓	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に合わせて、就労支援や資格取得に向けての情報提供や同行支援を行っている。現在は、職員体制の問題から、土日等の補完保育や病児・病後児保育などは実施していないが、それらを含め、母親が休日に活動しやすい体制づくりを検討することが期待される。</p>		
A ㉔	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて 職場等との関係調整を行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>母親の状態を理解しアセスメントした上で、相談支援事業所・障害者就業・生活支援センター・病院等の関係機関と連携しながら就労を支援している。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A ㉕	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>スーパーバイザーはシステムとしては存在していないが、職員相互に評価し助言しあうチーム体制が構築されている。支援が困難と思われる場合は、嘱託医によるスーパーバイズを受けるなど、支援の向上を目指している。今後は、実質的にスーパーバイザーを配置するこ</p>		

とが期待される。